

# 国への提案骨子案

- 1 制度の抜本的改革
- 2 生活保護の適正化
- 3 生活保護費の全額国庫負担

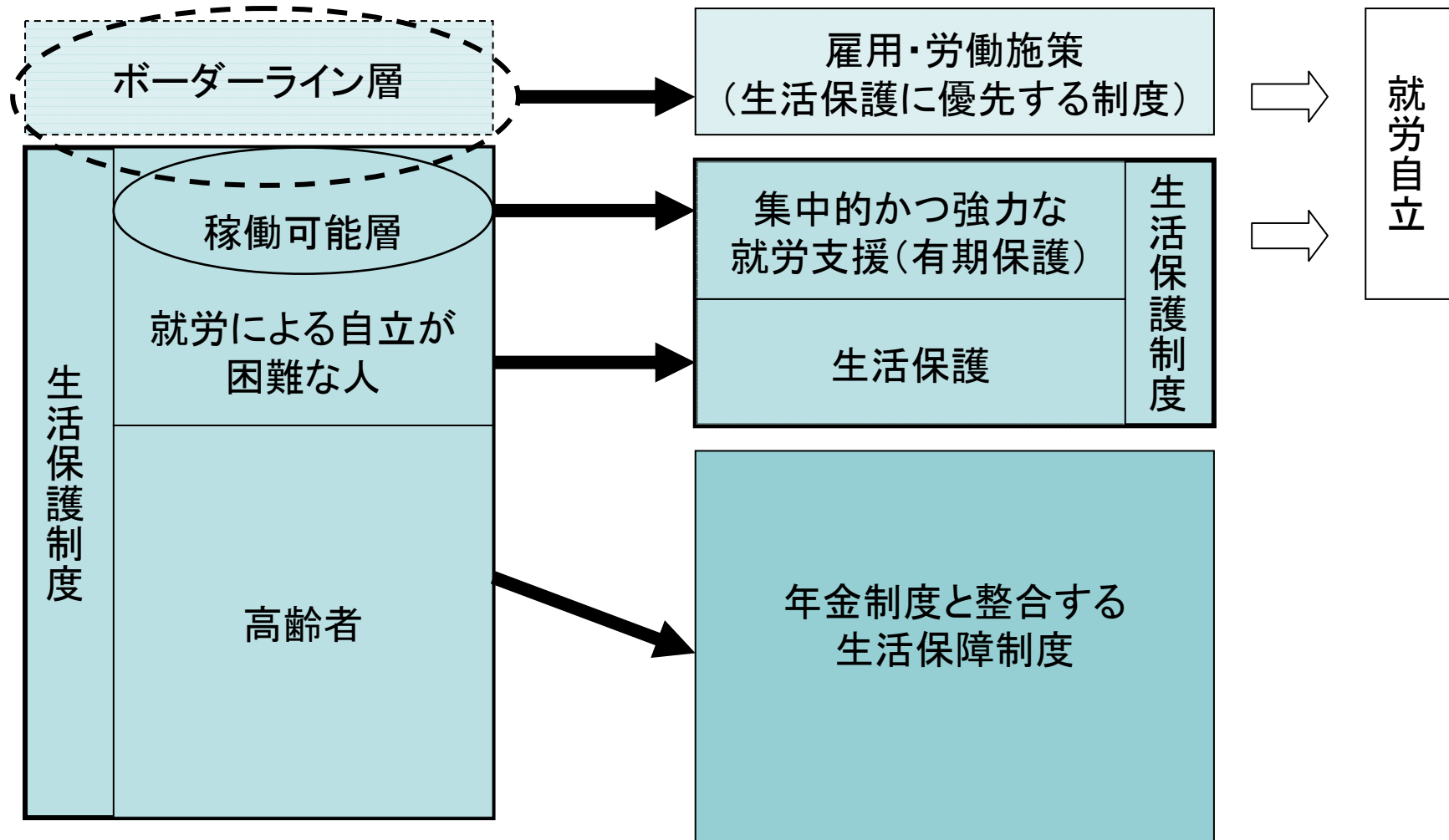
イメージ図

1

# 制度の抜本的改革 ～「働くことができる人は働く」社会へ～

現在の制度

あるべき制度



# 制度改革提案の項目(案)

平成18年全国知事会・全国市長会「新たなセーフティネットの提案」がベース

## ボーダーライン層

### → 「雇用・労働施策」

- ・生活保護制度に優先する制度として、現行の第二のセーフティネットを拡充
- ・失業が生活保護に直結しないよう、就労自立を促進

## 生活保護受給者のうち、稼働可能層

### → 「集中的かつ強力な就労支援」 … 詳細内容は別紙

- ・雇用・労働施策を活用しても就労できない場合には、期間を設定し、集中的かつ強力に就労自立を促進(有期保護)
- ・就労へのインセンティブが働く制度設計を行う
- ・就労できない場合には、自立支援の一環として社会奉仕・貢献へ参加

## 高齢者層

### → 「年金制度と整合する生活保障制度」

- ・年金制度との整合を図る
- ・ケースワーカーは稼働可能層へ投入

地域やNPO、社会的企業との連携

# 「集中的かつ強力な就労支援」の詳細内容

※制度設計の詳細については、秋への提案に向けてさらに検討していく

## 生活保護受給者のうち、稼働可能層

### → 「集中的かつ強力な就労支援」

- ・ 雇用・労働施策を活用しても就労できない場合には、期間を設定し、集中的かつ強力に就労自立を促進(有期保護)

- ・ 就労へのインセンティブが働く制度設計を行う

例 ・一般世帯との均衡を考慮した保護費の見直し

- ・ 就労等収入の本人還付

#### ①就労収入の場合

収入額の一部(たとえば半額)を実施機関で積み立て、生活保護制度から自立する際に本人へ返還

#### ②有償の社会奉仕・貢献の場合

報酬額の一部(たとえば半額)を実施機関で積み立て、生活保護制度から自立する際に本人へ返還

#### ③無償の社会奉仕・貢献の場合

活動を経済的価値に換算し(たとえば類似業務の時間当たり単価×従事時間で算出)、報酬相当額は生活保護費ではなく社会奉仕・貢献による対価として位置づける



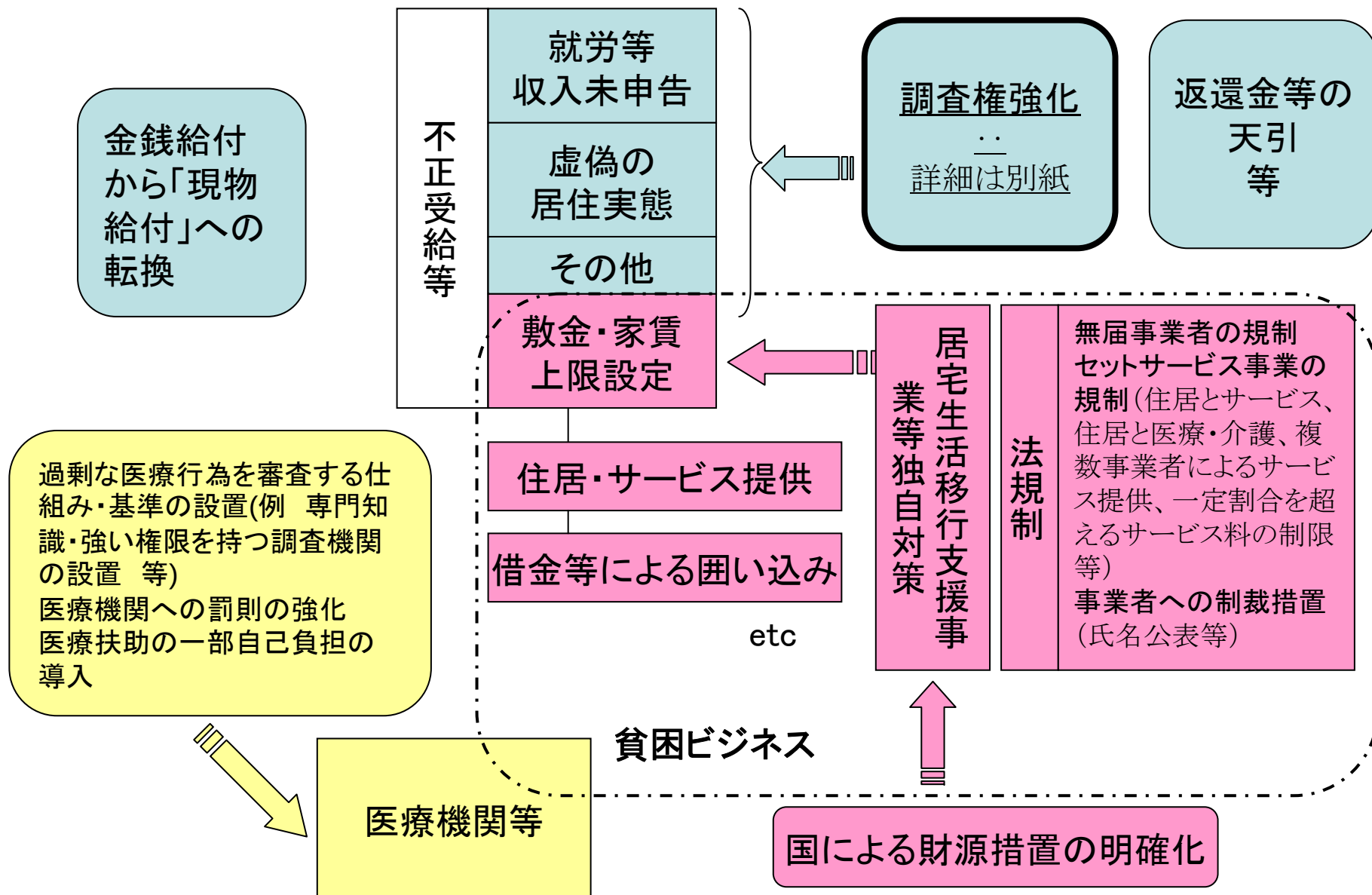
効果 ・生活保護から就労自立へ移行した際に必要となる出費に対し、返還金で対応できる  
・自立しなければ返還されないため、自立への意欲が喚起される  
・労働や社会奉仕・貢献による対価として認定することで、共助の意識が醸成される

- ・ 就労できない場合には、自立支援の一環として社会奉仕・貢献へ参加

上記インセンティブの設定と併せて導入すれば、いっそうの自立の促進が期待できる

2

生活保護の適正化  
～市民から信頼される「不正を許さない制度」へ～



## 調査権の強化の詳細内容

※秋への提案に向けてさらに検討していく

制度改革を待つまでもなく、新たな経費負担を伴わず実行できる具体的提案として、  
「生活保護法改正による実施機関の調査権の強化」

生活保護適正化に向けて、実施機関の調査権を強化

### → 生活保護法の改正

例 第29条(調査の嘱託及び報告の請求)

(現状と課題)

銀行等その他の関係人に報告の義務が課されていない

→ 調査に限界(例 本人同意書を求められる、支店ごとの照会を要することがある等)があるため、不正受給を証明することが難しく、制度への不信感を招く一因となっている

(改正の方向性)

不正受給などの制度の悪用を許さない厳しい制度とするため、実施機関に資産・収入状況を迅速かつ効率的に把握できる権限を与える

→ 回答を義務化し、就労収入や資産等の把握を可能とする  
資産等の一括照会を可能とし、調査の効率化を図る

(参考) 生活保護法29条

保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、必要な調査を官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる

## 生活保護費の全額国庫負担 ～国民みんなで支える「生活保護制度」へ～

### 憲法が保障するナショナルミニマムである生活保護制度

#### 生活保護費の全額国庫負担

生活保護は、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであり、その経費は全額国が負担すべき

### リーマンショック以降の不況による生活保護世帯の増加は全国的な問題

#### 生活保護世帯急増に対する緊急的財源措置

リーマンショック以降の生活保護急増に伴う保護費の増加分については国による財源措置を行うこと

|                      |       |   |                     |
|----------------------|-------|---|---------------------|
| 平成21年度補正予算額          | 270億円 | } | 約650億円(うち市費負担167億円) |
| 平成22年度予算における急増の影響額※1 | 377億円 |   |                     |

### 大都市に負担が集中することによる地域間不公平

#### 居住地不定者に係る生活保護費の国庫負担

地域間不公平を解消するため、制度改革がなされるまでは、少なくとも居住地不定者に係る生活保護費は国庫負担とすること

居住地不定者に係る生活保護費(試算額※2) 約96億円(うち市費負担約24億円)